

いじめ防止対策委員会設置要綱

熊野町立熊野第二小学校

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、いじめ防止対策委員会を設置する。

(目的)

第2条 いじめは全ての学校・児童等に関する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合には、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

2 委員長を校長、副委員長を教頭とする。

(所掌事務)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報を得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

(会議)

第5条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。